

平成 20 年 3 月 31 日付け医政看発第 0331001 号厚生労働省医政局看護課長通知

「行政処分を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師に対する再教育研修の実施に係る留意事項について」新旧対照表

(下線は改正部分)

新	旧
<p>1 (略)</p> <p>(1) <u>集合研修（1日対象者）を修了した保健師等</u> <u>集合研修を修了した保健師等は、集合研修の際に配布される申請書の該当事項を記載し、手数料に相当する収入印紙を貼付の上、研修終了時に厚生労働省医政局看護課再教育担当（下記記載を参照のこと。）に提出すること。</u></p> <p>(2) <u>課題研修を修了した保健師等は、集合研修の際に配布される申請書の該当事項を記載し、保健師等免許証の写しを添付し、更に手数料に相当する収入印紙を貼付の上、厚生労働省医政局看護課再教育担当に提出すること。</u></p> <p>(3) <u>個別研修修了証の交付</u> <u>厚生労働大臣は個別研修を修了した保健師等に対して、個別研修修了証（以下、「修了証」という。）を交付する。</u></p> <p>(4) <u>個別研修を修了した保健師等は、集合研修の際に配布される申請書の該当事項を記載し、保健師等免許証の写しと当該対象者に交付される修了証の写しを添付し、更に手数料に相当する収入印紙を貼付の上、厚生労働省医政局看護課再教育担当に提出すること。</u></p> <p>(5) <u>再教育を修了した保健師等のうち、保健師、助産師又は看護師の免許を複数所持する保健</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>(1) <u>再教育研修修了証の交付</u> <u>厚生労働大臣は再教育を修了した保健師等に対して、再教育研修修了証（以下、「修了証」という。）を交付する。</u></p> <p>(2) <u>修了証を受けた保健師等のうち、保健師、助産師又は看護師の免許を複数所持する保健</u></p>

健師等は、免許毎に、再教育研修修了登録証申請書（以下、「申請書」という。）を提出することとなる。なお、申請に係る手数料は、1免許当たり3,100円とする。

健師等は、免許毎に、再教育研修修了登録証申請書（以下、「申請書」という。）を提出することとなる。なお、申請に係る手数料は、1免許当たり3,100円とする。

(3) 集合研修（1日対象者）を修了した保健師等

集合研修を修了した保健師等は、集合研修の際に配布される申請書の該当事項を記載し、手数料に相当する収入印紙を貼付の上、研修終了時に厚生労働省医政局看護課再教育担当（下記記載を参照のこと。）に提出すること。

(4) 課題研修又は個別研修を修了した保健師等は、集合研修の際に配布される申請書の該当事項を記載し、保健師等免許証の写しと当該対象者に交付される修了証の写しを添付し、更に手数料に相当する収入印紙を貼付の上、厚生労働省医政局看護課再教育担当に提出すること。

(6) (略)

(7) 准看護師免許を所持する保健師等が、再教育を修了した旨の准看護師籍への登録を申請する場合は、当該対象者に交付される登録証の写しを添付し、当該対象者の行政処分を担当した都道府県に連絡の上、当該対象者の准看護師籍のある都道府県に対して申請書を提出すること。

なお、申請に係る方法、様式、手数料等は都道府県により異なるので必ず確認すること。

2～4 (略)

(別紙) (略)

(5) (略)

(6) 准看護師免許を所持する保健師等が、再教育を修了した旨の准看護師籍への登録を申請する場合は、当該対象者に交付される修了証の写しを添付し、当該対象者の行政処分を担当した都道府県に連絡の上、当該対象者の准看護師籍のある都道府県に対して申請書を提出すること。

なお、申請に係る方法、様式、手数料等は都道府県により異なるので必ず確認すること。

2～4 (略)

(別紙) (略)